



編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

# 労政ニュース

会社・お店の  
＜福利厚生＞は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL 06-4309-2315

## 令和3年4月から 同一労働・同一賃金

### 中小企業にもパートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）が適用されました

令和3年4月1日から、中小企業にも「パートタイム・有期雇用労働法」（以下「法」）及び「同一労働同一賃金ガイドライン」（以下「ガイドライン」）が適用されました。

法が目ざす「同一労働同一賃金」の実現は、同一企業内の正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者）の間の『不合理な待遇差』を解消し、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにすることです。

中小企業におかれましては、法及びガイドラインに沿った雇用管理の実現に向けた取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

大阪労働局の下記ホームページにアクセス⇒ [働き方改革推進](#) をクリック⇒ 関連する情報を閲覧できます

ホームページ⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>

【問合せ】大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL : 06-6941-8940 FAX : 06-6949-6486

対策は  
こうだ！

### 「同一労働同一賃金と70歳までの雇用確保」セミナー開催のお知らせ

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止される「同一労働同一賃金」が令和3年4月1日より中小企業にも適用されます。また、高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されました。本セミナーでは、実際に中小企業・小規模事業者等が今後どのようにすれば良いかという対応策や事例について解説します。この機会にぜひご参加ください。

【日 時】 令和3年5月20日（木）14時～15時 【定 員】 50名

【場 所】 東大阪商工会議所 本所4階大会議室（東大阪市永和2-1-1）

- 【内 容】
- ① 同一労働同一賃金について
    - ・ガイドラインの概要について
    - ・不合理な待遇差を解消する際の留意点について 他
 説明者：大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課 雇用環境改善・均等推進指導官
  - ② 改正高齢者雇用安定法について
    - ・改正内容について
    - ・65歳から70歳までの「高齢者就業確保措置」が新たに努力義務化について 他
 説明者：大阪労働局 職業安定部 職業対策課 高齢者対策担当官

参加費無料

☆☆☆☆ 申 込 み ・ 問 合 せ 先 ☆☆☆☆

【申込み】 問合先にご連絡いただくか、東大阪商工会議所HPに掲載の申込書をFAXしてください。

ホームページアドレス ⇒ <http://www.hocci.or.jp/wp/?p=3357>

【問合せ】 東大阪商工会議所 振興部 TEL : 06-6722-1151 FAX : 06-6725-3611